

## 別表

用具名	障害および程度	基準単価
1 特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者	154,000 円
2 特殊マット	下肢又は体幹機能 1 級又は 2 級、重度又は最重度の知的障害者（児）	19,600 円
3 特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者	67,000 円
4 入浴担架	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者で入浴に当たって、他人の介助を必要とする者	82,400 円
5 体位変換器	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者	15,000 円
6 移動用リフト	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者	159,000 円
7 訓練いす	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者	33,100 円
8 訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者	100,000 円
9 入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害で、入浴介助を要する者	90,000 円
10 頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のある 1 級・2 級の身体障害者、てんかん発作のある者	12,160 円
11 金属製T字状つえ	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者	2,000 円
12 木製T字状つえ	下肢又は体幹機能障害 1 級・2 級の身体障害者	3,000 円
13 歩行支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能に障害を有し家庭内の移動等において介助を必要とする者・児	60,000 円
14 特殊便器	上肢障害 2 級以上、重度又は最重度の知的障害者（児）	159,000 円
15 火災報知器	障害等級 2 級以上、重度又は重度の知的障害者	15,500 円
16 自動消火器	障害等級 2 級以上、重度又は重度の知的障害者	28,700 円
17 電磁調理器	視覚障害 1 級・2 級の者、重度又は最重度の知的障害者	41,000 円
18 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害 1 級・2 級で、学齢児以上の者	7,000 円
19 聴覚障害者用屋内信号装置	視覚障害 1 級・2 級の者	87,400 円
20 透析液加湿器	腎臓機能障害 1 級又は 3 級でCAPDによる透析療法を行う者	51,500 円
21 ネブライザー（たん吸引器）	呼吸器障害 1 級又は 3 級もしくは同程度の身体障害であって、必要と認められる者	36,000 円
22 電気式たん吸引器	呼吸器障害 1 級又は 3 級もしくは同程度の身体障害であって、必要と認められる者	5,640 円
23 酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000 円
24 盲人用体温計（音声式）	視覚障害が 1 級・2 級の者	9,000 円
25 盲人用体重計	視覚障害が 1 級・2 級の者	18,000 円
26 携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害または肢体不自由で、発声・発語に障害がある者	98,800 円

27	障害者向けPC周辺機器類	上肢障害又は言語上肢複合障害（どちらも1・2級）で文字をかくことが困難な者	100,000 円
28	点字ディスプレイ	視覚障害者お飛び聴覚障害者でそれぞれ1・2級の者	383,500 円
29	点字タイプライター	視覚障害が1・2級の者で就労者、就学者または就労が見込まれる者	63,100 円
30	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害が1級・2級の者	85,000 円
31	視覚障害用活字文書読上げ装置	視覚障害が1級・2級の者	99,800 円
32	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000 円
33	盲人用時計（触読）	視覚障害が1級・2級の者	9,000 円
34	盲人用時計（音声）	視覚障害が1級・2級の者	13,300 円
35	聴覚障害用通信装置	聴覚障害者又は発生・発語に著しい障害があり、必要と認められる者	71,000 円
36	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900 円
37	人口喉頭（笛式）	喉頭摘出により、音声機能を失った者	5,000 円
38	人口喉頭（電動式）	喉頭摘出により、音声機能を失った者	70,000 円
39	点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	一般図書との差額
40	ストーマ装具	ぼうこう又は直腸の機能の障害のため人口肛門を装置している者、高度の排便機能障害、能原性運動機能障害かつ意思表示の困難な者	7,000 円
41	収尿器	高度の排尿機能障害者	9,000 円
42	紙おむつ	能原性運動機能障害かつ意思表示困難な者	9,000 円
43	居宅生活動作用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する者で、障害等級が3級以上の者	200,000 円